

STB利用契約約款

富士川シーエーティーヴィ株式会社（以下 甲）と、甲が行う有線テレビジョン放送施設によるデジタル放送役務の提供を受ける者（以下 乙）との間に締結される契約（以下 契約）は、以下の条項によるものとします。

第1条（役務）

甲は、総務大臣の認めた、定められた区域において、セットトップボックス（以下 STBと称す）を経由し、乙に次のデジタル放送役務の提供を行います。

※定められた区域内においても、設置する場所により視聴できない場合があります。

- ① 通信衛星（CS）または地上回線経由の番組の送信
乙が希望により月額利用料を支払うことで視聴できる有料チャンネルサービスおよび甲が無料で提供するサービスチャンネル
- ② 放送衛星（BS）経由の番組の送信
無料または乙が希望により月額利用料を支払うことで視聴できる有料チャンネルサービス（但し、WOWOWについては、別途WOWOWとの契約が必要となります。）
- ③ 放送事業者の地上デジタル放送の同時再放送
- ④ 甲が自主編成するデジタル放送の送信

第2条（契約の成立）

契約は利用申込者が予め本約款を承諾のうえSTB利用契約書を提出し、甲が承諾したときに成立するものとします。なお、甲はSTB利用契約書の提出があった場合でも、次に該当する場合には申し込みを承諾しないことができるものとします。

- ① 設置場所にCATV加入契約がない場合
- ② 技術的な理由により施設設置が困難な場合
- ③ 利用申込者が本約款に違反する恐れがある場合
- ④ 利用申込者が未成年であり、法定代理人の同意が得られない場合
- ⑤ 不定多数の用に供する場所及び入場料を徴収する場所など、利用申込者が甲の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合
- ⑥ 集合住宅の居住者で、第4条2項に示す保証金の支払いがない場合
- ⑦ 乙がSTBの貸与を希望する場合で、第6条による最低6ヶ月又は12ヶ月の利用ができない場合
- ⑧ 甲の既加入集合住宅における申し込みで、その住宅に関する甲の料金に滞納がある場合
- ⑨ その他、甲との契約において、その契約の料金に滞納がある場合
- ⑩ 利用申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、特殊知能暴力団等の反社会勢力に属する

と判明したとき、申込を承諾しないか、利用の承諾を撤回することあります。

第3条（契約の単位）

契約の単位は、同一世帯であってもSTB毎とします。

第4条（セットトップボックス）

乙は、甲が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器であるSTB及びリモートコントローラー等の付属部品を、甲より購入または貸与を受けて（レンタル）使用していただきます。尚、付属のBS・地上デジタル放送用ICカード（以下B-CASカード）及びCATVデジタル放送用ICカード（以下C-CASカード）の取り扱いについては、第21条、第22条の規定によるものとします。

2 集合住宅の居住者は、STBをレンタルでご利用いただくものとします。この場合別途、加入申込書兼契約書を提出して、保証金を預けていただきます。保証金はレンタル終了時に無利子で返却します。ただし、本条4項の「本来の用法に従って使用しなかったとき」に当る場合は、修理等に充当することがあります。

3 1項により乙が甲より購入したSTB本体は、STB設置工事完了日から12ヶ月保障するものとし、この保障期間内において故障が生じた場合には、甲は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。但し、乙がSTB本体を本来の用法に従って使用しなかったときは、この限りではありません。期間を超えて故障した場合は、甲が修理を受付し、メーカーが対応期間の範囲で修理した場合、その費用は乙が負担するものとします。なお、リモートコントローラー等の付属部品は消耗品で保障の対象にはなりません。故障が生じた場合その費用は乙が負担するものとします。

4 1項により乙が甲より貸与を受けるSTB本体及びリモートコントローラー等の付属部品は、甲の所有とし貸与します。貸与期間内に故障した場合には、甲が無償でその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。但し、STB本体及びリモートコントローラー等の付属部品を本来の用法に従って使用しなかったときは、この限りではありません。

5 乙は、甲が必要に応じて行うSTBソフトウェアのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

6 デジタル放送は、甲の指定するSTBが設置された場合のみご利用いただけます。他社エリアのSTBを甲のエリアで使用すること、または甲が提供するSTBを他社エリアで使用することはできません。

第5条（料金の適用）

乙が支払う料金は、STB機器代金、STBレンタル料（貸与を受ける場合）、利用料、標準取付工事費、付随工事費等とします。但し、乙が集合住宅に居住している場合は、前条2項により別途保証金が必要となります。

2 前項の料金に関しては、別表に定めるところによります。

第6条（最低利用期間）

STBの貸与を受ける者で、第1条①又は第1条②の有料放送を利用する者の最低利用期間は6ヶ月とし、それ以外の無料放送のみを視聴する者の最低利用期間は12ヶ月とします。乙より解約等の申し出がない限り、その後1ヶ月毎の自動更新とします。

第7条（支払方法）

乙は、乙が支払うべきSTB機器代金、利用料、STBレンタル料、標準取付工事費、付随工事費等について、別途甲が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

2 甲は、原則として乙に対して請求書及び領収証の発行は行わないものとします。

第8条（契約の撤回）

乙が加入契約約款第6条により甲との加入契約を撤回する場合は、本契約も同時に撤回することとします。但し、設置済みの機器代金および、着工済み、完了済みの標準取付工事費及び付随工事費等は乙の負担とします。

第9条（料金の改定）

甲は、利用料を改定する場合は、2ヶ月前までに乙に通知するものとします。

第10条（設置場所の変更）

乙は、原則として甲所定の届出書を提出することにより、STBの設置場所を変更できるものとします。変更可能場所については、変更先に甲の施設が設置されている場合とさせていただきます。

2 前項の変更に伴う工事を行う場合、乙はその費用を第7条の方法により甲に支払うものとします。

3 設置する場所により本役務の提供ができない場合があります。その場合、甲は乙に対し既にお支払いいただいたSTB費の返金はいたしません。

第11条（STBの譲渡）

乙（STB購入者に限る）が、第三者にSTBを譲渡するには、甲所定の届出書が必要となります。その場合、B-CASカード、C-CASカードは甲に返却していただきます。また、譲渡された者は新たに甲とSTB利用契約が必要となります。尚、この場合、届け出までに係る本契約のすべての料金が完納されていることが条件となります。

第12条（利用契約書記載事項の変更）

乙は、氏名、名称、または住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて速やかに届け出ていただきます。

2 乙は、利用契約書に記載した事項について変更がある場合には、文書によって甲に申し出るものとします。

第13条（甲の責任事項及び免責事項）

天災、事変、衛星の機能停止、機器の不調または故障、自然障害、その他甲の管理の及ばない事由、及び甲施設の改修工事など、やむを得ない工事により送信が停止した場合、甲はその責任を負わないものとします。

2 甲と乙の責任分界点は保安器または受信用光伝送装置（ONU）の出力端子とし、保安器または受信用光伝送装置（ONU）の出力端子以降の乙の設備、受信機およびその他が落雷、天災、事故等により破損した場合甲はその責任を負いかねます。尚、受信用光伝送装置（ONU）の動作に必要な電気料等の費用は、乙の負担とします。

3 第16条、第17条の事由により契約の解除、あるいは役務の停止となった場合、乙が別途支払ったNHKの受信料（衛星受信料を含む）、WOWOWの視聴料等が払い戻されず、乙の不利益、損害等が生じることがあっても、甲は何ら責任を負わないものとします。

4 録画機能付き STB の利用について、録画機能や録画物の再生機能等に不具合が生じた場合、また、設置場所の変更、故障、解約等により、機器の交換や撤去を行った際の、録画物の消失等について甲はなんら責任を負わないものとします。

第14条（受信異常）

甲は、乙から甲の提供する役務の受信に異常がある旨の申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。

2 甲の提供する役務の受信に異常があり、その原因が乙の設備による場合、乙はその改修に要する費用を負担するものとします。

3 乙は、乙の故意または過失により甲の施設に故障が生じた場合、その施設の改修による費用を負担するものとします。

第15条（サービス内容の変更）

甲は、やむを得ない事情により第1条に定めるチャンネル内容を変更することがあります。尚、変更によって起こる損害の賠償には応じられません。

2 甲がサービス内容の変更を行う場合、2ヶ月前までに乙に通知するものとします。

第16条（契約の解約）

乙が本契約を解約する場合は、解約希望日の10日前までに甲所定の届出書にてその旨を甲に申し出るものとします。この場合、B-CASカード、C-CASカードは甲に返却していただきます。

2 前項による解約の場合、第5条による料金を当該解約の日に属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による清算はいたしません。

3 集合住宅のCATV加入契約が解約になった場合は、乙がCATVを加入しない限りSTB契約を解約するものとします。

第17条 (利用者の義務違反による停止及び契約解除)

甲は、乙がこの約款に違反する行為があったと認められた場合、当該乙に催告の上、役務の提供を停止し、契約解除の措置を講ずることができるものとします。

第18条 (著作権及び著作隣接権侵害の禁止)

乙は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、甲が提供するサービスの不特定または多人数に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、及びかかる複製物の上映、その他甲が提供しているサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第19条 (視聴年齢制限付コンテンツ)

サービスには、年齢制限を設けて提供するコンテンツ (以下 視聴年齢制限付コンテンツ) があります。

2 視聴年齢制限付コンテンツは、乙がSTBに設定する任意の暗証番号を用いることにより視聴することができます。

暗証番号は、乙の責任において管理していただきます。乙の過失により暗証番号が漏洩し、損害が生じても甲はその責任を負わないものとします。また甲は、乙がSTBに設定した暗証番号の問い合わせについてはお答えできません。

3 甲は、視聴年齢に満たない乙が視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償いたしません。

第20条 (放送内容の変更)

甲は、やむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。尚、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第21条 (B-CASカードの取り扱い)

甲は、乙に対し、B-CASカードを貸与します。B-CASカードは甲の所有とし、解約後は速やかに甲に返却するものとします。

2 B-CASカードに関する取り扱いについては、(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

3 乙は、B-CASカードを損害または紛失した場合、直ちに甲に通知し、甲が再発行するこ

とを不適と認めた場合を除き、B-CASカードの再発行を行います。乙は再発行に要する費用を負担するものとします。

第22条（C-CASカードの取り扱い）

甲は、乙に対しC-CASカードを貸与します。C-CASカードは甲の所有とし、解約後は速やかに甲に返却するものとします。また、甲は必要に応じて乙にC-CASカードの交換及び返却を請求することができます。

2 乙は、甲の提供するC-CASカード以外を使用することはできません。

3 乙は、甲の提供するC-CASカードでのデータの追加、変更及び改ざんをすることはできません。

4 前2項が行われたことによる甲及び第三者に及ぼされた損害、利益損失については乙が賠償するものとします。

5 乙は、C-CASカードを破損または紛失した場合、直ちに甲に通知し、甲が再発行することを不適と認めた場合を除き、C-CASカードの再発行を行います。乙は再発行に要する費用を負担するものとします。

第23条（禁止事項）

乙は、甲が提供するサービスを第三者に分配・配線等により供給することは、無償、有償にかかわらずできません。

2 乙は、甲の放送サービスの視聴を可能にする目的で甲が設置した設備、機器等以外の不正な機器等を使用すること、また本来のサービス利用の目的以外で甲の機器等を使用することはできません。

第24条（不正視聴）

乙が第23条に違反した場合、違反したときから甲が提供するすべてのサービスにかかる3倍の料金を甲に支払っていただきます。

第25条（利用者に係る情報の取り扱い）

甲は、サービスを提供するために必要な乙に係る情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また、利用申込者及び乙が甲に連絡する被紹介者についても乙に準じて取り扱います。

2 前項により、収集し知り得た乙に係る氏名若しくは居所、請求書の送付先等に関する情報を甲は次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- ① サービスの提供（顧客管理・課金計算・料金請求・施工・修理・障害検知・復旧等）を開始、継続、または終了するために利用する場合
- ② 甲が提供するサービス（有線テレビジョン放送サービス・及びそれぞれの付加機能・追加サ

ービス・附带サービスを含みます) の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合

- ③ サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、視聴調査、解約理由の調査・分析を行う場合
 - ④ 乙から個人情報の取り扱いについて、新たに同意を求めため利用する場合
- 3 甲は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
- 4 甲は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。
- ① 本人の同意がある場合
 - ② 乙のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で金融機関等の関係機関に個人情報を開示する場合
 - ③ 裁判官の発布する令状により強制処分として捜索・押収等「刑事訴訟法第218条」がなされる場合
 - ④ 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会「刑事訴訟法第197条第2項等」がなされた場合、その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合
 - ⑤ 人の生命、身体及び財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
 - ⑥ 個人情報の保護に関する法律「平成15年法律第57条」で認められている場合

第26条 (使用する周波数)

甲が使用する周波数は、上り10MHzから69MHz、下り70MHzから770MHz、1000MHzから2681MHzとし、すべての帯域を使用します。また、将来においてそれ以外の周波数を使用することがあります。

第27条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合は甲、乙は約款締結の趣旨に従い誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第28条 (約款の変更)

甲はこの約款を総務大臣に届け出た上、変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

付 則

- 1 甲は特に必要のある場合は、この約款を付することができるものとします。
- 2 NHK受信料は、この契約にかかわる料金には含まれません。
- 3 原則として、一度頂いた料金はお返しできません。
- 4 甲が提供する機器は、諸事情により仕様及び単価が変更されることがあります。
- 5 この約款は平成29年9月1日より施行します。

別表

STB契約料金表

利用料金

名 称	料 金	備 考
STB レンタル料金	¥700	

初回、随時料金

名 称	料 金	備 考
STB 工事費	¥6,000	
保証金	¥20,000	預り金

料金は全て本体価格です。別途消費税が加算されます。

STB 機器代金、有料チャンネル料金は契約書によるものとします。

付随工事が発生する場合は、別途お見積りいたします。